

審査項目	細別	工種	a	b	c	d	e		
3 出来形及び出来ばえ	品質	(1) 建築工事(新築)	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理がやや不備である		
			No	評	「評価対象項目」				
					[躯体工事]				文書で改善指示を行った。
			1		品質管理方法が明確である、または品質確保に創意工夫がある。				契約書第17条第2項に基づき(破壊検査に準ずる措置を行った。
			2		施工計画書に定められた品質計画により管理されている。				
			3		材料の品質証明が適切である。				
			4		請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。				
			5		施工の品質・形状が適切で良好な施工である。				
			6		不可視部分の写真記録が適切である。				
					[仕上工事]				
			7		品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。				
			8		施工計画書に定められた品質計画により管理されている。				
			9		材料の品質証明が適切である。				
			10		請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。				
			11		施工の品質・形状が適切で良好な施工である。				
						原則として主たる工種を特定して採点するが、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。その場合、該当しそうな工種の中から評価対象項目をピックアップし評価をする。			
						ばらつき判断は別紙5 [記入方法及び留意事項]を参照。 試験結果の打点数等(試験基準数又は測定頻度数)が少なく、ばらつき判断ができないとき(規格値内であるが、試験基準・測定頻度の数以下の場合)、又は品質に関する試験が不要のときは、C評価とする。			
						試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は確率事項だけで評定する。 ばらつきが少なく、該当事項が80%以上： a ばらつきが少なく、該当事項が60%～80%未満： b ばらつきが少なく、該当事項が60%以下：			
						[評価値計算]			
						対象評価項目数 0			
						評価数 0			
						評価値 0.0%			
						判定値 c			